

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

郡上市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 郡上地域

(1) 現況

本地域は、標高110mから1000mの高低差からなる急傾斜地域で、棚田等において、稲作経営やだいこん、夏秋トマトなどの園芸作物等の生産が営まれている。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいこと、人口減少、高齢化による担い手問題、鳥獣被害、自然環境の保全など、これを補正する取組を行うことが必要である。

郡上市農業振興ビジョンにより、自然環境の保全、集落ぐるみの多面的機能の維持・保全に対する取り組みについて推進をしている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者、地域住民、関係団体等が協力して取り組めるよう、法第3条第3項に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	郡上区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。